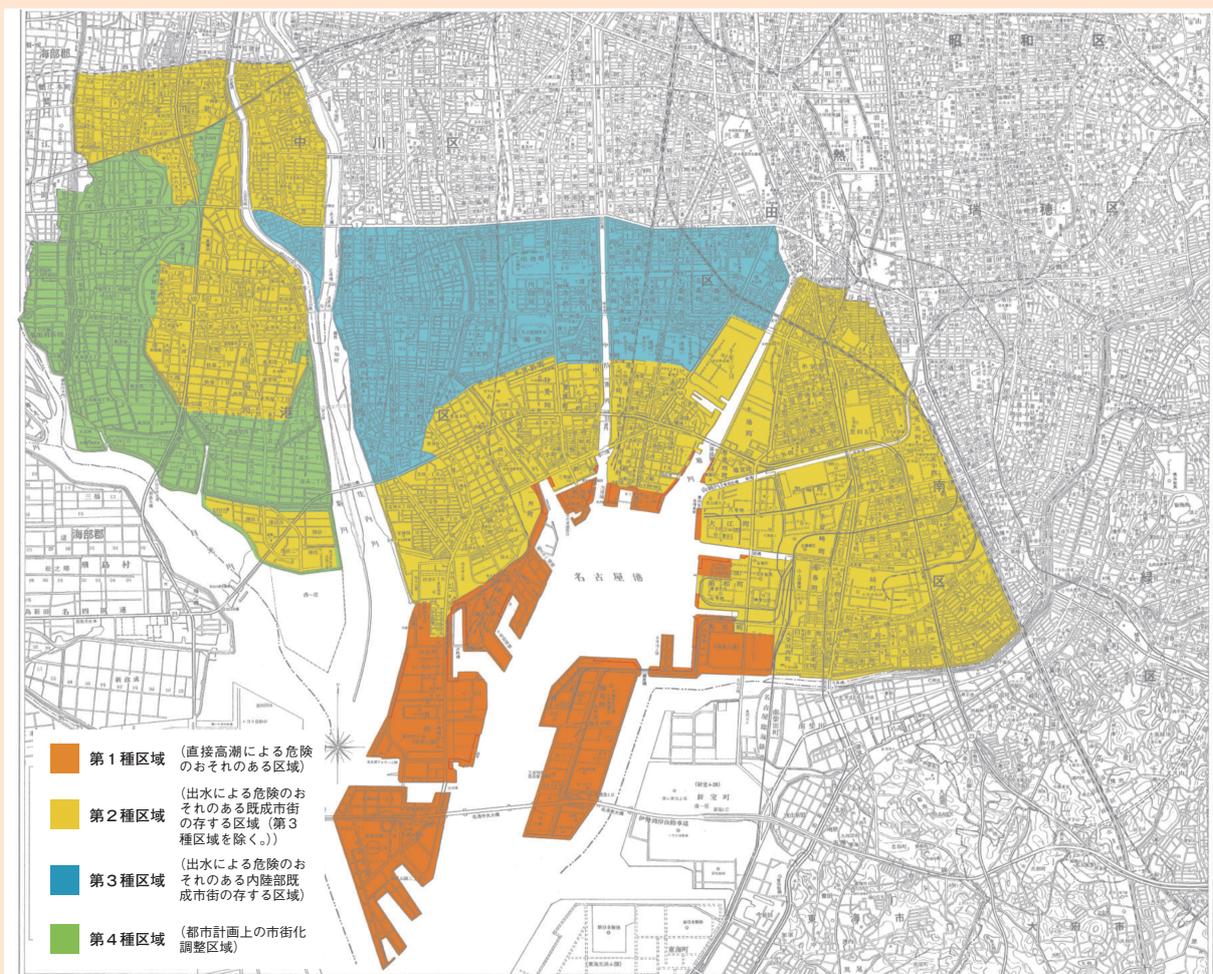


●リスク等に応じ複数種類の区域を設定する土地利用規制（愛知県名古屋市）

名古屋市では、西部の濃尾平野から臨海部にかけて低地が広がっており、過去数度にわたり豪雨時において高潮被害を受けてきた。特に昭和34（1959）年の伊勢湾台風では甚大な被害が発生し、戦後の経済復興・成長に伴う市街地の拡大により、災害の危険性の高い土地に多くの人が居住していたことが、被害拡大の要因の一つとして認識されることとなった。

これを踏まえ、伊勢湾台風の2年後となる昭和36（1961）年に、「名古屋市臨海部防災区域建築条例」が制定された。この条例は、市内の臨海部の地域を広域的に災害危険区域に指定するとともに、指定された地域を災害の危険性や土地利用の状況の観点から複数種類の区域に分け、各区域の特性に応じて建築物に関する規制を定めるものである（図表3-2-11）。具体的な規制の内容は、住宅や公共建築物についての構造や1階の床の高さの制限であり、例えば、防潮壁よりも海側にある「第1種区域」では、原則として、木造住宅の建築を禁止するとともに、1階の床の高さを名古屋港の基準面からの高さ4.0m以上とすることを義務付けている（図表3-2-12）。条例の制定当初は区域を5種類としていたが、防潮壁の整備等による危険性の変化等を踏まえた条例改正を経て、現在では4種類の区域としている。

図表3-2-11 「名古屋市臨海部防災区域建築条例」における区域の設定



資料：名古屋市資料より作成